



60歳まで働く労働条件をめぐる



「59年度末 60歳以上」の

「休職の特例」で大筋集約

9/19

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二(22)七二〇七

84.9.26
No. 1751

国鉄当局は「過員解消」と称する「余剰人員の調整策」を提案し、国鉄20万人台体制にむけた要員削減攻撃を強行している。

とりわけ、56歳以上の職員に対し「依頼休職」による退職を強要し、「9月1日募集、10月1日以降休職」攻撃を加えてきた。

しかし、実力闘争を背景とした動労千葉、國労の取り組みによつてこれを延期させ、当局の攻撃に歯止めをかけるとともに、労働条件についても組合要求を押しこんできた。

以上の点を確認し、動労千葉は9月19日「『職員の申し出による休職』の取扱いに関する特例」についてのみ大筋了解した。

わないのである。

この修正提案を受け、9月13日、動労、鐵労、全施労が退職条件の改悪を認める「片仕切り」を強行した。

- (1) 退職制度の見直しについて
- (2) 職員の申し出による休職の取扱いについて
- (3) 職員の派遣に関する取扱いについて
- (4) 職員の申し出による休職の取扱いに関する特例について

当局回答

そして7月16日、口頭説明であるとして「59年度末までに56歳以上となる者の『依頼休職』について、本年度限りの扱いであるとして、9月1日から希望者の受け付け、10月1日以降休職させる」旨の通告を行ってきた。

これは第一に、56歳以上の国鉄労働者への退職強要であり、第二に、「56年特退協定」の無視であり、第三に、9月1日から一方的に退職勧奨を强行することは、団交無視であるとして当局を激しく追及してきた。

実力闘争を背景に前進をかちとる

動労千葉、國労の実力闘争を背景とした取り組みにより、当局は募集開始を9月15日に延期するとともに、9月11日に「退職制度の見直しについて」の一部修正提案を行ってきた。

内容は、第一に「昭和59年度末における退職者に限り、年令満56歳以上の退職条件は従来通り」第二に「昭和60年度に限り、年令満55歳以上の者の在職条件は従来通り」というものである。

これは現在56歳の者が、来年度も引き続き在職した場合、60・4・1付で2号俸十ペアを行うが退職時（61・3・31）には8号俸の特別昇給は行

1. 退職強要は行わない。
2. 59年度末における退職者に限り、年令満56歳以上の者の退職条件は従前の通りとする。
3. 60年度に限り、年令満55歳以上の者の在職条件は従前通りとする。
4. 59年度末56歳以上の「休職」の条件について
① 基本給調整額は休職期間は支払わないが、退職手当、年金の算定基礎とする。
② 休職期間についても乗車証は交付する。
③ 「休職」となる者の不承認年休の取扱いは「休職」の適用を受けず退職する者の扱いと同一とする。
④ 「休職」となる者の期末手当は支払う。
動労千葉は「(4)職員の申し出による休職の取扱いに関する特例について」のみ妥結したが、職員の派遣については引き続き協議していくことで当局と確認した。
「60歳まで働く労働条件の確立」を目指し、さらに闘いを強化しよう。